

令和6年度 障がい福祉サービス
集団指導資料（訪問系 報酬編）

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護】

令和7年3月

倉敷市

指導監査課

障がい福祉課 事業所指導室

令和6年度集団指導資料（訪問系 報酬編）

目次

- 1 介護給付費の算定及び取扱いに関する主な指導事項について-----P 1
- 2 各種届出について-----P 8
- 3 主な関係法令-----P 10
- 4 参考資料（特定事業所加算算定要件、訪問系サービスの従業者
及びサービス提供責任者の主な要件）-----P 11

1 介護給付費の算定及び取扱いに関する主な指導事項について

(1) 減算に関すること

① 身体拘束廃止未実施減算

【主な指摘事項】

- ア 指定基準に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に（年1回以上）開催していなかった。
- イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していなかった。
- ウ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年1回以上）実施していなかった。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

- 身体拘束配置未実施減算については、次のa～dのいずれかに該当する事実が生じた場合には、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月（指定基準を満たしていない状況が確認された月）から3月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの期間について、利用者全員について所定の減算（※）をすること。
 - a 指定基準に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合
 - b 指定基準に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に（年1回以上）開催していない場合
 - c 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
 - d 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年1回以上）実施していない場合
- ※ 令和6年度報酬改定により、所定単位数の1%減算。

② 支援計画シート等未作成減算

【主な指摘事項】

- ア 行動援護の提供に当たり、支援計画シート及び支援手順書兼記録用紙を作成していなかった。

【該当サービス】

行動援護

【適正な取扱い】

- 行動障害を有する者の支援について関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うため、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏

性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート及び支援手順書を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録すること。

- 行動援護の提供に当たっては、支援計画シート等が作成されていない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定すること。

③ 同一敷地内建物等減算

【主な指摘事項】

ア 指定居宅介護事業所と同一敷地内建物に居住する者に対して、サービス提供を行った場合に、減算を適用していなかった。

【該当サービス】

居宅介護

【適正な取扱い】

- 指定居宅介護事業所と同一敷地内建物等に居住する者に対して、サービス提供を行う場合は、所定単位数の100分の90を算定すること。
- 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、サービス提供を行う場合も、所定単位数の100分の90を算定すること。

(2) 基本報酬に関すること

① サービス費の算定（実績記録との相違）

【主な指摘事項】

ア サービス費の請求内容について、サービス提供実績記録の回数と相違していた。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

- 請求の根拠となるサービス提供実績記録の内容を十分に確認した上で請求を行うこと。また、人為的なミスが発生しないよう、複数の職員で確認する等の対策を講じること。

② サービス費の算定（個別支援計画との相違）

【主な指摘事項】

ア サービス費について、個別支援計画に基づいた時間ではなく、実際に要した時間で算定されていた。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

- サービス提供を行った場合には、実際に要した時間により算定するのではなく、個別支援計画に基づいて行われるべき居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）に要する時間に基づき算定すること。
- 個別支援計画には、提供時間等を含め具体的な内容を記載するとともに、個別支援計画で定めた内容が実際のサービス提供と合致しない状態が継続する場合は、速やかに、計画の見直し、変更を行うこと。

③ サービス状況記録表（行程表）

【主な指摘事項】

ア 外出支援を伴うサービスを提供した際に、サービス状況記録表（行程表）が作成されていなかった。

【該当サービス】

居宅介護（通院等介助、通院等乗降介助）・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

- 外出支援を伴うサービスを提供した場合は、介助不要時間等を明確にするため、サービス状況記録表（行程表）を作成し、サービス費請求時に市（障がい福祉課）へ提出すること。

④ 通院等介助（院内介助の取扱い）

【主な指摘事項】

ア 通院等介助について、ヘルパーによる院内介助を報酬の対象としていたが、病院の職員では対応できないこと、院内での介助が必要である身体状況であることの判断や根拠がアセスメント票及び個別支援計画に明記されていなかった。

【該当サービス】

居宅介護（通院等介助）

【適正な取扱い】

- 居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」旨が示されている。居宅介護事業所において、適正なアセスメント等を行った結果、院内スタッフ等による対応が難しく、利用者が介助を必要とする心身の状態に該当し、かつ院内において移動による介助、知的・行動障害等のための見守り、排せつ介助等の支援を行う場合にサービス状況記録表（行程表）を作成し、現にサービス提供を行った時間を算定することができる。
- 院内における支援が必要な場合、その必要性を詳細かつ具体的にアセスメントやケア会議で検討し、その内容を反映した指定計画相談支援及び居宅介護個別支援計画に基づきサービスを提供すること。

⑤ 2人介護

【主な指摘事項】

ア 2人の従業者によりサービス提供を行うことについて、個別支援計画への位置付けがなされておらず、利用者の同意を得ていることが確認できなかった。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

- 2人の従業者によるサービス提供内容と時間を明確にして、個別支援計画へ適切に記載し、利用者の同意を得ること。（2人介護の支給決定を受けている利用者であることが前提）

(3) 加算に関すること

① 初回加算

【主な指摘事項】

ア サービス提供責任者が自らサービス提供をしておらず、かつ同行もしていない場合に、初回加算を算定していた。
イ サービス提供責任者が同行した記録が確認できなかった。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

- 初回加算は、新規に個別支援計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合又はその他の従業者が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際に、サービス提供責任者が同行した場合に算定できる。
- サービス提供責任者が同行した場合は、同行した旨を記録すること。

② 緊急時対応加算

【主な指摘事項】

ア 緊急時対応加算の対象となるサービス提供について、適切な記録が残されていなかった。

【該当サービス】

居宅介護（身体介護、身体介護を伴う通院等介助）・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

- 当該加算については、利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が個別支援計画の変更を行い、計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を、その要請を受けてから24時間以内に行った場合に1月につき2回を限度として算定できる。
- 算定の対象となる指定居宅介護等の提供を行う場合は、個別支援計画の変更を行うとともに、要請のあった時間、要請の内容、当該サービスの提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨を記録すること。

③ 特定事業所加算

【主な指摘事項】

ア 前3月の実績により届出を行った事業所について、人材要件の介護福祉士等の直近3月間の割合を確認するための記録がなかった。

イ 体制要件のうち計画的な研修の実施について、個別の研修計画が主に高齢者を対象にした内容となっていた。

ウ 人材要件のうち一定の実務経験を有するサービス提供責任者が変更になった際に、変更後のサービス提供責任者の実務経験証明書が市に提出されていなかった。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

- 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合を毎月ごとに記録し、所定の割合を維持しているか確認するとともに、所定の割合を下回った場合は、直ちに加算の体制届（終了）の届出をすること。
- 介護サービスと障がい福祉サービスを一体的に提供する従業者の場合、障がい者への支援力向上を考慮し、高齢者に関する内容に偏ることなく、障がい者に関する内容も含めた研修計画とすること。
- 人材要件に関わる一定の実務経験を有するサービス提供責任者が変更になった場合は、変更届のほか、引き続き加算の要件を満たすことが分かる書類（実務経験証明書）を市へ提出すること。

④ 喀痰吸引等支援体制加算

【主な指摘事項】

ア 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者として、利用者に対して、喀痰吸引等の医療的ケアを提供していたが、岡山県が実施した立入検査において、医師の文書による指示を受けないまま医療的ケアを行う等、登録特定行為事業者としての登録基準に適合していなかった。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者として、利用者に対して、喀痰吸引等の医療的ケアを提供する場合は、登録特定行為事業者としての基準を満たし、医師の文書による指示を受けて行うこと。

⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算

【主な指摘事項】

ア 処遇改善計画書の内容を全ての職員に周知したことが、資料から確認できなかった。
イ 労働条件通知書に、福祉・介護職員等処遇改善加算に係る手当額の記載はあったが、賃金改善の取組みに関する内容等については、周知ができていなかった。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

- 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定に当たっては、処遇改善計画書の内容（賃金改善に関する計画、実施期間及び実施方法その他の処遇改善の計画等）をすべての福祉・介護職員へ周知すること。また、そのことを証明する資料（会議録、周知文書等）を保管すること。

(4) その他

① 移動支援事業との兼務

【主な指摘事項】

ア サービス提供責任者以外の従業者が、移動支援事業に従事した時間を、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間に含めていた。

【該当サービス】

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【適正な取扱い】

- サービス提供責任者については、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業の職務に従事することができるものとされており、指定事業者が移動支援事業を一体的に行う場合の指定事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、移動支援事業を合わせた事業の規模に応じて、1以上で足りるとされている。この規定は、サービス提供責任者以外の従業者には適用されないため、サービス提供責任者以外の従業者が移動支援事業に従事した場合、当該移動支援事業に従事した時間については、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間から除くこと。

2 各種届出について

(1) 変更届について

障害者総合支援法第46条第1項のとおり、指定障害福祉サービス事業者は、指定された内容に変更があったときは、10日以内に、その旨を倉敷市に届け出ること。ただし、事業所の名称・所在地の変更については、変更の影響が大きいことより、変更予定日の属する月の前月15日までに、倉敷市に届出を行うこと。万が一、届出が遅れた場合は遅延理由書（任意様式）を作成・添付し、提出すること。

なお、市に変更の届出を行う際は、「変更届に係る添付書類チェックリスト」を参考に不足書類がないように気をつけること。

＜変更に関する事項＞
<ul style="list-style-type: none">・事業所の名称及び所在地・法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所・定款、寄附行為等及びその登記事項又は条例等・事業所の平面図及び設備の概要・事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、住所・運営規程

(2) 加算について

① 加算の算定期間

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始する。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算については、提出のあった月の翌々月から算定する。（福祉・介護職員処遇改善加算については、年度当初の特例として4月15日までに提出があった場合、4月1日に遡って算定を行うことがある。）

なお、市に加算の届出を行う際は、「加算体制届出書類チェック一覧及び書類審査留意事項」を参考に不足書類がないように気をつけること。

② 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出ること。

	加算の種類	算定開始月
算定に当たり届出が必要な加算	特定事業所加算 地域生活支援拠点（緊急時対応加算の所定単位数+50単位上乗せを算定する場合）	毎月15日以前に提出 ⇒翌月から
	福祉・介護職員等処遇改善加算	月末までに提出 ⇒翌々月から
算定に当たり届出が不要な加算	特別地域加算 緊急時対応加算 初回加算 利用者負担上限額管理加算 喀痰吸引等支援体制加算 福祉専門職員等連携加算 行動障害支援指導連携加算 移動介護加算 移動介護緊急時支援加算	/

(3) 指定更新申請について

障害者総合支援法第41条にて、指定障害福祉サービス事業所は6年ごと更新を受けなければ、その期間の経過によって、指定の効力を失うとされる。指定更新を行う場合は、指定有効期限の前月末日までに倉敷市へ指定更新申請書類を提出すること。

更新に関する「お知らせ」通知を、指定有効期限の前々月末までに倉敷市から各事業者・施設設置者（法人あて）に送付するが、各事業所においても指定更新申請書類の提出時期を把握しておくこと。

なお、市に指定更新申請の届出を行う際は、「居宅介護事業所（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の指定更新申請に係る提出書類の一覧表」を参考に不足書類がないように気をつけること。

(4) 廃止届・休止届・再開届について

障害者総合支援法第46条第2項及び第79条第4項にて、指定障害福祉サービス事業所は事業廃止（休止も含む。以下同じ。）の際、廃止の日の1か月前までに、その旨を届出ることとなっている。

事前に事業所指導室に相談のうえ、利用の移行先の調整を行い、利用者の移行先リストを添付のうえ廃止の届出をすること。

※必要に応じて、現利用者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、事業者として利用者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料も併せて提出を求められることがある。

※事業を再開する場合、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態等が休止前と異なる場

合には、その内容について、あらかじめ相談し、提出書類の内容を確認したうえで、再開届出書を提出すること。

3 主な関係法令

【主な関係法令と省略表記一覧】

関係法令	省略表記
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年11月7日法律123号)	障害者総合支援法
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第171号)	基準省令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発第1206001号)	解釈通知
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)	報酬告示
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年10月31日障発第1031001号)	留意事項通知

※上記の法令・通知等は、厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

○厚生労働省 法令等データベースシステム (<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>)

居宅介護 特定事業所加算 算定要件

区分	項 目	加算種別及び要件				
		(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)	
		+20%	+10%	+10%	+5%	
体制要件	①-ア	全ての従業者(登録を含む。以下同じ。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定している。	●	●	●	
	①-イ	全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定している。				●
	②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催している。	●	●	●	●
	③	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けている。	●	●	●	●
	④	事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施している。	●	●	●	●
	⑤	運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されている。	●	●	●	●
	⑥	新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施している。	●	●	●	●
人材要件	①	次のいずれかの要件を満たしている。 ・従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上 ・従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上 ・前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上	●	①又は②-ア及びイのいずれかに該当		
	②-ア	全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者である。	●			
	②-イ	1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置している。	●			
	②-ウ	配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下である事業所であつて、基準により配置することとされるサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している。				●
重度障害者対応要件	①	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が100分の30以上である。 ※下線部は、令和6年度報酬改定による見直し部分 ※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。	●		●	
	②	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が100分の50以上である。 ※下線部は、令和6年度報酬改定による見直し部分 ※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。				●

重度訪問介護 特定事業所加算 算定要件

区分	項 目	加算種別及び要件			
		(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	
		+20%	+10%	+10%	
体制要件	①	全ての従業者(登録を含む。以下同じ。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定している。	●	●	●
	②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達若しくは当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催又はサービス提供責任者が従業者に対してサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っている。	●	●	●
	③	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っている。	●	●	●
	④	事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施している。	●	●	●
	⑤	運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されている。	●	●	●
	⑥	新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施している。	●	●	●
	⑦	サービス提供に当たり、常時、従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供している。	●	●	●
人材要件	①	次のいずれかの要件を満たしている。 ・従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上 ・従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上 ・前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上	●	①又は②-ア及びイのいずれかに該当	
	②-ア	全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者経験修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者又は重度訪問介護従業者として6,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者である。	●		
	②-イ	1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置している。	●		
対応要件 重度障害者	①	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上である。	●		●

同行援護 特定事業所加算 算定要件

区分	項 目	加算種別及び要件				
		(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)	
		+20%	+10%	+10%	+5%	
体制要件	①-ア	全ての従業者(登録を含む。以下同じ。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定している。	●	●	●	
	①-イ	全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定している。				●
	②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催している。	●	●	●	●
	③	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けている。	●	●	●	●
	④	事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施している。	●	●	●	●
	⑤	運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されている。	●	●	●	●
	⑥	新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施している。	●	●	●	●
人材要件	①	次のいずれかの要件を満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上 ・従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上 ・前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上 ・同行援護従業者養成研修課程修了者及び国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等の占める割合が100分の30以上 ・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の占める割合が100分の20以上 ※下線部は、令和6年度報酬改定による見直し部分	●	①又は②-ア及びイのいずれかに該当		
	②-ア	全てのサービス提供責任者が3年以上の介護等の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である。	●			
	②-イ	1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置している。	●			
	②-ウ	配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下である事業所であつて、基準により配置することとされるサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している。				
重度障害者対応要件	①	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上である。	●		●	
	②	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上である。				●

行動介護 特定事業所加算 算定要件

区分	項 目	加算種別及び要件				
		(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)	
		+20%	+10%	+10%	+5%	
体制要件	①-ア	全ての従業者(登録を含む。以下同じ。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定している。	●	●	●	
	①-イ	全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定している。				●
	②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催している。	●	●	●	●
	③	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けている。	●	●	●	●
	④	サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けている。 ※下線部は、令和6年度報酬改定による見直し部分 ※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。	●	●	●	●
	⑤	事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施している。	●	●	●	●
	⑥	運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されている。	●	●	●	●
⑦	新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施している。	●	●	●	●	
人材要件	①	次のいずれかの要件を満たしている。 ・従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上 ・従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上 ・前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上	●	①又は②-ア及びイのいずれかに該当		
	②-ア	全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士若しくは5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者又はサービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者である。 ※下線部分は、令和6年度報酬改定による見直し部分	●			
	②-イ	1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置している。	●			
②-ウ	配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下である事業所であつて、基準により配置することとされるサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している。				●	
重度障害者対応要件	①	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が100分の30以上である。 ※下線部は、令和6年度報酬改定による見直し部分	●		●	
	②	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上である。				●

訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の主な要件

R7.4.1

		居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
		従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③(旧)居宅介護従業者養成研修(1級課程)修了者		○	○	○	○	○ (実務1年)	○ (+⑩)	○ (実務2年) (※3)	○ (実務5年) (※3)
④居宅介護職員初任者研修課程修了者 ⑤介護職員初任者研修課程修了者 ⑥(旧)居宅介護従業者養成研修(2級課程)修了者		○	×	○	○ (実務3年)	○ (実務1年)	○ (実務3年) (+⑩)	○ (実務2年) (※3)	○ (実務5年) (※3)
⑦障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 ⑧(旧)居宅介護従業者養成研修(3級課程)修了者		○ (減算)	×	○	△ (※2)	○ (実務1年) (減算)	×	×	×
⑨重度訪問介護従業者養成研修課程修了者		○ (※1)	×	○	△ (※2)	×	×	×	×
同行援護従業者 養成研修	⑩一般課程修了者	×	×	×	×	○	○ (実務3年) (+⑩)	×	×
	⑪応用課程修了者	×	×	×	×	○ (一般+応用)	○ (+⑩~⑪のいずれか)	×	×
⑫盲ろう者向け通訳・介助員養成研修課程修了者		×	×	×	×	○ (※3)	×	×	×
⑬国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる研修を修了した者		×	×	×	×	○	○	×	×
⑭行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者		×	×	○	△ (※2)	×	×	○ (実務1年)	○ (実務3年)

※1 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単価が適用される。

※2 本来の要件を備えたサ責を確保できないなど、特にやむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。

※3 令和9年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。